

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備 考
植 栽 管 理 業 務 委 託 標 準 仕 様 書 〔令和８年 ４月〕 P7	等の設置、使用場所の指定を受けた場合は、当該部分の行政財産の使用許可手続を要しないものとする。 5 受託者等は、委託に当たり以下に示すマニュアル等の最新版を準拠し、施行するものとする。 (1) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省） (2) 街路樹等維持標準仕様書（東京都建設局） (3) 化学物質の子どもガイドライン 殺虫剤樹木散布編（東京都環境局） (4) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局） (5) 土木工事標準仕様書（東京都下水道局） (6) 街路樹診断等マニュアル（東京都建設局） (7) クビアカツヤカミキリ防除の手引（東京都環境局） (8) 病害虫防除指針（東京都産業労働局）	等の設置、使用場所の指定を受けた場合は、当該部分の行政財産の使用許可手続を要しないものとする。 5 受託者等は、委託に当たり以下に示すマニュアル等の最新版を準拠し、施行するものとする。 (1) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省） (2) 街路樹等維持標準仕様書（東京都建設局） (3) 化学物質の子どもガイドライン 殺虫剤樹木散布編（東京都環境局） (4) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局） (5) 土木工事標準仕様書（東京都下水道局） (6) 街路樹診断等マニュアル（東京都建設局） (7) クビアカツヤカミキリ防除の手引（東京都環境局） (8) 病害虫防除指針（東京都産業労働局）	
	第2章 安全管理 2. 1 一般事項 1 受託者等は、労働災害、物件損害等の発生の未然防止に努め、労働安全衛生法等関連事項の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。 2 受託者等は、作業が他の作業・工事と競合又は隣接する場合には、相互に協調を図り、受託業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を会議等により行い、安全管理に万全を期さなければならない。 3 受託者等は、劇物類、ガソリン等の危険物を取扱い又は保管する場合には、関係法令に定める危険物取扱者を定め、当該危険物取扱者の立会いのもと適切に管理し、万全の方策を講じなければならない。 4 受託者等は、作業用資機材、残材、発生材等について、当局の業務及び保安上の支障とならないよう整理又は場外に搬出して、作業現場を常に整理整頓しなければならない。 また、風や通行車両の風圧で残材、発生材等が散乱しないように注意しなければならない。 5 受託者等は、当該委託箇所に係る気象区域に「大雨、洪水、暴風警報及び大雨、暴風特別警報」が発表された場合は、直ちに全ての作業を中止し、必要な対策を図らなければならない。 なお、作業の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。 また、点検結果及び措置内容は、速やかに担当者に報告しなければならない。 6 受託者等は、震度４以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、現場内を点検し、その状況を担当者に報告しなければならない。 7 受託者等は、事故防止を図るため、安全管理の方法について、作業計画書で明確にし、受託者等の責任において実施しなければならない。 8 受託者等は、事故が発生した場合、「1.19 事故処理」に準じ、速やかに措置をとらなければならない。	第2章 安全管理 2. 1 一般事項 1 受託者等は、労働災害、物件損害等の発生の未然防止に努め、労働安全衛生法等関連事項の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じなければならない。 2 受託者等は、作業が他の作業・工事と競合又は隣接する場合には、相互に協調を図り、受託業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を会議等により行い、安全管理に万全を期さなければならない。 3 受託者等は、劇物類、ガソリン等の危険物を取扱い又は保管する場合には、関係法令に定める危険物取扱者を定め、当該危険物取扱者の立会いのもと適切に管理し、万全の方策を講じなければならない。 4 受託者等は、作業用資機材、残材、発生材等について、当局の業務及び保安上の支障とならないよう整理又は場外に搬出して、作業現場を常に整理整頓しなければならない。 また、風や通行車両の風圧で残材、発生材等が散乱しないように注意しなければならない。 5 受託者等は、当該委託箇所に係る気象区域に警戒レベル３以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報、又は暴風警報及び暴風特別警報が発表された場合は、直ちに全ての作業を中止し、必要な対策を図らなければならない。当該施工箇所に係る気象区域とは、当該施工箇所及び施工箇所的水位に影響を及ぼす上流域を指す。ただし、河川氾濫に関する防災気象情報については河川ごとに発表されるため、当該委託箇所に係る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。 なお、作業の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。 また、点検結果及び措置内容は、速やかに担当者に報告しなければならない。 6 受託者等は、震度４以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止する	